

意見聴取シート修正案

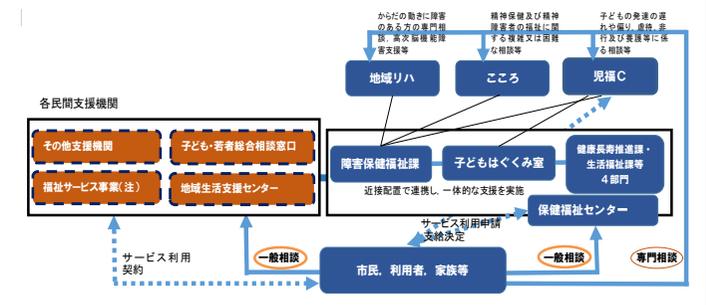
- No. 1 総合相談の推進（3施設と区役所等の関係性（相談機能を中心に）から） … P 1 ～ 4
- No. 2 相談しやすい窓口等，市民の利便性の向上 … P 5 ～ 7
- No. 3 相談部門の一体化，児童福祉センター支援部門の密接な連携 … P 9 ～ 1 0
- No. 4 3施設の診療部門の一体的な運営 … P 1 1
- No. 5 地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の推進 … P 1 3 ～ 1 4
- No. 6 利用者のプライバシーへの配慮，ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計 … P 1 5 ～ 1 7

No. 1 総合相談の推進（3施設と区役所等の関係性（相談機能を中心に）から）

当初案	有識者ヒアリングにおける委員の意見	修正案
<p>No. 1 各相談部門の一体化，障害福祉コンシェルジュの配置，総合ホットラインの新設</p> <p>1 各相談部門の一体化（専門相談のワンストップ化） 3施設が一体化した施設（以下「新施設」という。）は，専門的な相談を扱う。このため，ワンストップ化には，次の視点が必要 (1) 新施設において実施する施策の情報が，最初の相談窓口に一元的に集約されていることが必要 (2) 最初の窓口から必要な部署への円滑な誘導ができることが必要 (3) 新施設では，専門的な相談を行うが，一方で，区役所が窓口となるものなどの身近な一般相談，あるいは他の実施機関が行う相談については，適切に，当該実施機関へつなぐことが必要</p> <p>○ 考えられる方策 ア 総合相談窓口の設置 ・上記(1)を担う最初の相談窓口として，総合相談窓口を置く。 イ 各部署にも相談窓口を設置し，総合相談窓口と連携 ・総合相談窓口は，1階メインエントランス付近など，わかりやすい場所に設置する。 ・各部署の相談窓口を周辺部に配置し，総合相談窓口からのわかりやすい動線を設ける。 ウ 総合相談窓口は，区役所等，他機関へのつなぎも実施 ・総合相談窓口においては，障害保健福祉及び児童福祉に関連する全般的な情報をも集約する。 ・身近な一般相談，他の実施機関が行う相談等についても，当該機関への適切なつなぎを行う。</p> <p>2 障害福祉コンシェルジュの新たな配置 ○ 考えられる方策 ア 上記1に記載の総合相談窓口の機能を「障害福祉コンシェルジュ」と位置付ける。 ・障害福祉コンシェルジュ機能は，情報の集約，相談者への案内，新施設内の各部署及び他の実施機関との連絡調整等の機能を総合的に担うもの</p> <p>3 総合ホットラインの新設 ○ 考えられる方策 ア 総合ホットラインは，あらゆる障害者相談，児童相談に対応するものであるため，これらの情報を一元的に集約する総合相談窓口内に設置する。</p>	<p>○ ゲートウェイはできるだけ住んでいるところの近く，まずは区役所に相談に行く。3施設が一緒になって受付カウンターで案内を行う程度であれば理解できるが，ゲートウェイ機能をセンターが担うことは違うのではないか。ここに行けば何とかなるといった場所は，分散化していくのが本当の在り方ではないか。センター機能を充実させていくのであれば，区役所業務をより充実させた形で，二次であるセンターが精査，対応すべきではないか。</p> <p>○ 障害児施策から障害者施策への内容について，乳幼児の段階から小学校にバトンタッチが行われて，学校卒業後に成人障害者としてバトンタッチが行われる。概ね2段階，6歳と15歳あるいは18歳が切れ目になるが，真ん中の支援学校等を含む学校との連携についての記載が見られない。障害児教育等を含めて，医療的ケアが必要な児童，重症な障害のある児童の就学支援に関して，学校とかなり緊密な連携がないと，シームレスな橋渡しはできない。</p> <p>○ 専門性の高い，重症度の高いものは，専門的な施設でないといけない。それほどでもない一次的なものを区役所が行う。マネジメントをセンターが行うことで業務分担を明確にして，センターと地域を上手に使い分けるといったイメージであれば，ある程度うまくいくと思う。移行期間をしっかりとクリアしていけば，最終的な形はある程度見えてくると思う。センター業務を整理することは，イコール地域業務を明確にするということだと思うので，表裏一体の関係でどちらもしっかりとやっていかないといけないと思う。</p> <p>○ 医療機関の現場で虐待の疑いのある子どもがいたとき，児童相談所に通報すると医療機関との関係が切れるので，微妙なケースは一次対応として保健福祉センターに相談している。そういった面で医療機関との連携は不可欠である。困難ケース，重症なケースは児童相談所，その一歩手前の相談は身近なところできめ細かな対応をするというふうにされたい。</p> <p>○ 相談窓口で専門的な領域の問題まで入るとなると，それだけのことができる人はそういない。専門的な領域は別にしないと無理だと考える。ここでは総合的な情報が得られる，目的がはっきりせず来た人は，あそこに行けばこういった相談ができますよといったことが分かるようにしておくべきと考える。それでも相談の聞き分けが必要であり，この窓口を担当される職員はかなりの力量が問われるのではないか。</p> <p>○ 専門相談とは，地域にないものを集約して，専門性の高い相談ができるものなのか，地域や区役所等の相談と重複するところがあるものなのか，コンシェルジュの役割として，コンシェルジュ自身が専門性を進化させるのか，単に窓口には振る業務に徹するのか，イメージが沸かない。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見聴取シートNo.1については，有識者ヒアリングにおいて，主に相談機能に係る3施設と区役所等の関係性に関し，センターが市民等の総合相談を直に担うのではなく，専門的機関として区役所等の身近な相談機関のバックアップ，サポート，関係機関との連携の仕組の検討等を担うことで，全市的な支援機能の向上を図るべきとする意見が多くを占めた。これを踏まえ，改めて考え方を整理した。</p> </div> <p>No.1 総合相談の推進 相談機能を中心とする3施設と区役所（保健福祉センター）の関係性</p> <p>1 現行 (1) 区役所 ア 市民からの一般的な相談窓口は，区役所が担っている。（他，地域生活支援センター，福祉サービス事業者も一般的な相談窓口を担っている。） イ 平成29年5月の区役所組織改正において，福祉部，保健部の垣根を取り払い，保健福祉センターとして新たに位置付け，市民からわかりやすい6つの窓口（「子どもはぐくみ室」，「障害保健福祉課」，「健康長寿推進課」，「生活福祉課」，「保険年金課」，「医療衛生コーナー」）に再編した。 障害保健福祉課と子どもはぐくみ室は可能な限りレイアウトを近接し，連携，一体的な支援が実施できるようにしている。 ウ これまでの福祉部，保健部の機能の維持向上を図り，地域に根ざした取組を推進する。 エ 更に「虐待」「ひきこもり」をはじめ，複合的な課題にも連携し対処する。 オ また，子育て支援などの取組を，地域のまちづくりと一体となって進め，地域保健，地域福祉の充実を図っていく。</p> <p>(2) 3施設 ア 医師，専門職等による高度な専門的支援を行う機関として，手帳交付や施策適用のための診察，判定，被虐待児等の保護等を行っている。 イ 主として次のような専門的な相談を受けている。 (ア) 地域リハビリテーション推進センター ・からだの動きに障害のある方の専門相談，高次脳機能障害者支援等 (イ) こころの健康増進センター ・精神保健及び精神障害者の福祉に関する複雑又は困難な相談等 (ウ) 児童福祉センター ・子どもの発達の遅れや偏り，虐待，非行及び養護等に係る相談等</p>

- 3施設を一緒にするという点に対する幅の広さを感じ、地域リハビリ推進センターやこころの健康増進センター、高齢者とは違う児童福祉センターの重さを感じた。
- 公共的な施設であり、高度な知識で引っ張っていく、知識を提供する、そういった側面も必要である。全体的な社会ニーズや、社会性を底上げするという点に関しては、公共が担っていかなければならない側面がある。意欲ある人が集えるような場所を提供することは大事な仕事である。京都市には「まちづくりセンター」という場所があり、各区役所に窓口にもまちづくりに関する担当者がいて、プロのコーディネーターもいる。「まちづくりセンター」があることで、まちづくりに関わる人たちが、みんなそこに集える。参考になるのではないかな。
- 高齢者の領域では、地域包括支援センターにおいて、いち早くワンストップ総合相談を行っているが、実態は、ありとあらゆる相談が来て仕事がパンクしているのではないかと考えている。簡単に振り分けできないので、話を聞いたり、記録、連絡調整など相当な時間がかかっている。安心と思って市民が来られても、結局、そこで待たされて、かえって回り道になる。高次のレベル、専門性の高いもの、連携が必要なケースは、一体化することはいいと思うが、ワンストップ、総合相談を前面に打ち出すと、たくさんのありとあらゆる相談が集中しないか懸念する。コンシェルジュという言葉も、ここでの記載は、利便性の向上というよりもケースマネジメントやケアマネジメントであるので、いつも利用者が楽になるとは限らない。言葉の選び方は少し慎重にしたほうが良いと思う。
- 虐待ケースでも、子どもの問題だけではなく家族の問題という話もあったし、そこには医療関係者、福祉関係者、警察、消防等色々なところが絡んでいる。第一線で活躍している人はそれで手一杯であり、その上の仕組みをつくるのはセンターでしかできない仕事である。様々な関係機関を含め連携調整をし、政策に反映させる、現場での実践に反映させる、これができるのはセンターしかないと思っている。
- 実際に課題を持って相談に来られる方に対する複合的な支援ということで連携調整が必要である。区役所で対応する職員が、情報収集の段階から一体何をアセスメントして、どういったプランを立てて、どういった支援をしていくのか、その部分の専門性が第一線の窓口には非常に重要である。よって、センターのやるべきことは、区役所への専門的観点からのバックアップ、人材育成である。また、障害児から障害者へのシームレスなつながり、福祉と教育の連携調整など、専門的なレベルでないとわからない部分であるので、包括的なレベルでの仕組みやシステムづくりの部分にセンターが統合的に働いていくことが一番良いのではないかな。
- 3施設が一体化して、高度なレベルの判断、どのような時にアウトリーチをどのように行っていくのか、虐待ケースでの適正な対応の仕方について、領域を超えて、より高度なレベルで協議できる場をつくるために、3施設一体化を活かしていけばよいのではないかと考える。

(現行イメージ図) * 後頁に拡大図を掲載



(注)障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス(居宅介護、生活介護、就労移行支援、相談支援等)、児童福祉法に基づき障害児支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援等)を提供する事業所
 ※総合的対応が必要なひきこもりの問題については、ひきこもり地域支援センター(子ども・若者総合相談窓口及び京都市こころの健康増進センター)と保健福祉センターの各所置が連携し、状況にあった適切な支援につなげる。
 (注)及び※は下図においても同じ

2 一体化後

(1) 区役所

上記1(1)を引き続き実施するとともに、積極的なアウトリーチによって、地域課題を的確かつ早期に発見し、個別支援の強化と地域の支援力向上を図り、地域のまちづくりと一体となって地域保健、地域福祉の充実を図っていく。

(2) 新施設(3施設一体化後の施設)

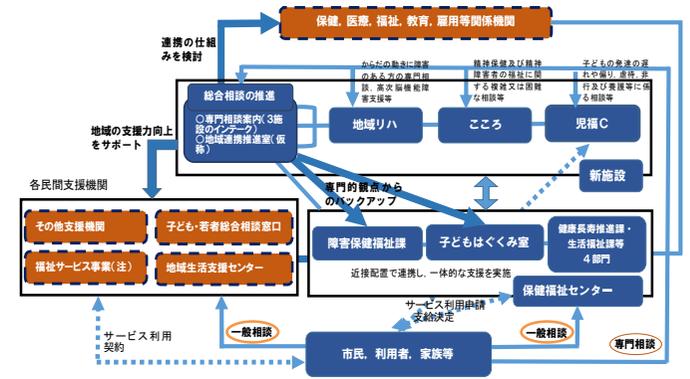
上記1(2)を引き続き実施するとともに、3施設の連携により、次を充実する。

- (ア) 区役所への専門的観点からのバックアップ(市民に身近な区役所において、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、仕組づくり、専門的支援、人材育成等を図る。)
- (イ) 地域の支援力向上をサポート(障害福祉サービス事業所等における、専門性や支援のノウハウを蓄積する能力の高い人材育成等を図る。)
- (ウ) 一体的に保健、医療、福祉、教育、雇用などの関係機関と連携し、総合的な支援ネットワークを構築するため、連携の仕組みを検討する。

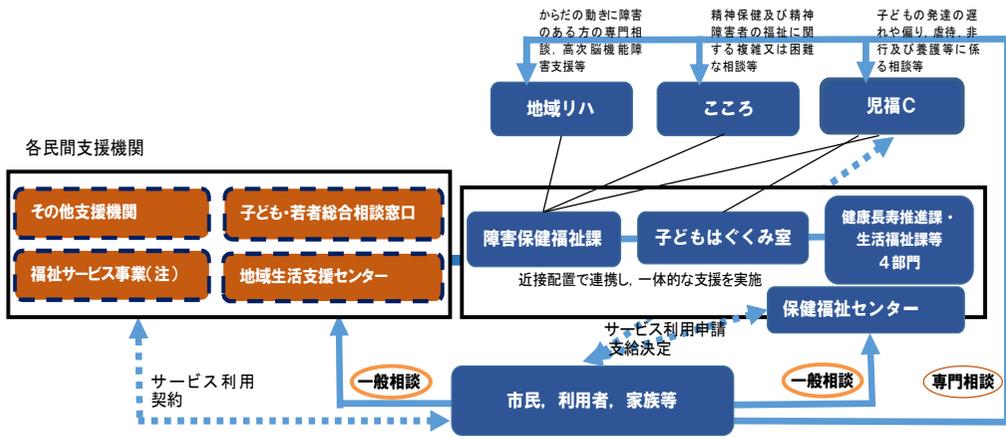
一体化後の区役所と新施設の連携の強化により、市民、利用者、家族等のニーズや課題に早期に気づき、必要な支援策につなぎ、地域や関係機関と共に支える切れ目のない支援を行う。これにより、3障害と児童の課題に総合的に対応し、「重複障害」や「はざま」への適切な対応、児童虐待の背景にある保護者の課題等、複合的支援を図っていく。

なお、区役所及び新施設の機能については、市民ニーズ、制度の動向、民間サービスの充足状況を随時点検し、役割分担も含め充実、見直しを行う。

(一体化後イメージ図) * 後頁に拡大図を掲載



(現行イメージ図)

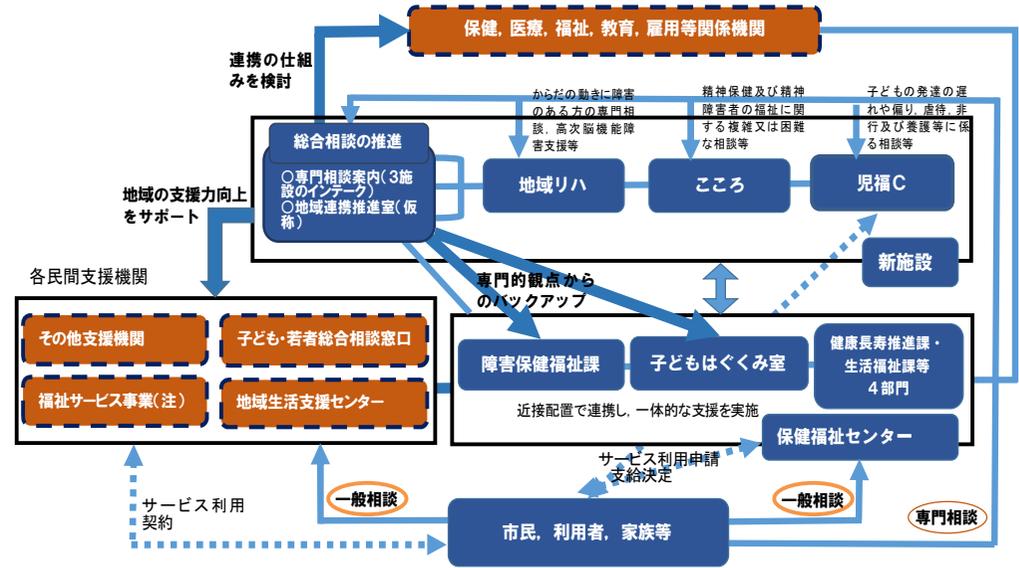


(注) 障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」(居宅介護、生活介護、就労移行支援、相談支援等)、児童福祉法に基づく障害児支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援等)を提供する事業所

※総合的対応が必要なひきこもりの問題については、ひきこもり地域支援センター(子ども・若者総合相談窓口及び京都市こころの健康増進センター)と保健福祉センターの各所属が連携し、状況にあった適切な支援につなげる。

(注) 及び※は下図においても同じ

(一体化後イメージ図)



2 相談しやすい窓口等, 市民の利便性の向上

当初案	有識者ヒアリングにおける委員の意見	修正案
<p>No.2 相談しやすい窓口等, 市民の利便性の向上</p> <p>1 わかりやすい(相談しやすい) 窓口等</p> <p>(1) 施設を利用される前の段階において, どういった機会に利用ができるのか, 広く市民の皆様, 新施設において実施する施策を知っていただくことが必要</p> <p>(2) 市民が実際に新施設へ来られた際には, 市民の方が戸惑われることなく, 必要な相談につなげていくことが必要</p> <p>(3) 市民の方が, 気軽に相談の第一歩が踏み出せる開かれた施設とすることが必要</p> <p>(4) 行政だけではなく, 障害や児童の問題に関わる事業者や団体, 市民の皆さんの取組についても, 利用者が広く知ることができる仕組みが必要</p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>ア 新施設において実施する施策情報の積極的な広報, 周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民しんぶんなどの本市広報媒体における新施設の紹介, 「新施設からの便り(仮称)」の作成・配布によるわかりやすい施設案内などの広報を積極的に行う。 関係機関に対し, 3施設で行う施策を積極的に周知する。 <p>イ 総合相談窓口と各窓口との相互連携によるわかりやすい案内</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合相談窓口は, 相談者が各部署の相談窓口へ向かわれる際には, あらかじめ, 各部署に情報を伝え, 相談者が戸惑われることがないよう連絡体制を構築する。 <p>ウ 間口の広い, 障害のある方もない方も訪れることができる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> カフェや, 子どもの遊び空間, 市民同士などで気軽に会話や簡単な会議ができるスペース, 障害者アートを活用したギャラリー空間など, 障害のある方もない方も, 広く市民が集い, 交流できるスペースを3施設共同の「交流ゾーン」として設置する。 <p>エ 交流ゾーンにおける情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流ゾーンでは, 新施設において実施する施策の内容だけでなく, 障害, 児童に係る様々な情報を発信するスペースを設ける。 情報発信のスペースは, 新施設の情報だけでなく, 障害者や児童の問題に関わる民間事業者, 団体, 市民の皆様などの日ごろの活動についての出張ブースの出展や, 情報の発信を行う。本市と事業者, 団体, 市民の皆さんが共同して, 幅広い情報を発信することで, 「障害者, 児童 	<p>○ 交流ゾーンや情報発信ゾーンは, 専門職だけでなく当事者同士の相談や交流に使えることも打ち出していくことが可能だと思う。</p> <p>→ 「交流ゾーンにおける情報発信」に当事者同士の相談や交流の役割を追記</p>	<p>No.2 相談しやすい窓口等, 市民の利便性の向上</p> <p>1 わかりやすい(相談しやすい) 窓口等</p> <p>(1) 施設を利用される前の段階において, どういった機会に利用ができるのか, 広く市民の皆様, 新施設において実施する施策を知っていただくことが必要</p> <p>(2) 市民が実際に新施設へ来られた際には, 市民の方が戸惑われることなく, 必要な相談につなげていくことが必要</p> <p>(3) 市民の方が, 気軽に相談の第一歩が踏み出せる開かれた施設とすることが必要</p> <p>(4) 行政だけではなく, 障害や児童の問題に関わる事業者や団体, 市民の皆さんの取組についても, 利用者が広く知ることができる仕組みが必要</p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>ア 新施設において実施する施策情報の積極的な広報, 周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民しんぶんなどの本市広報媒体における新施設の紹介, 「新施設からの便り(仮称)」の作成・配布によるわかりやすい施設案内などの広報を積極的に行う。 関係機関に対し, 3施設で行う施策を積極的に周知する。 <p>イ 専門相談案内(3施設内のインテーク)と各部署との相互連携によるわかりやすい案内</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門相談案内は, 相談者が各部署の相談窓口へ向かわれる際には, あらかじめ, 各部署に情報を伝え, 相談者が戸惑われることがないよう連絡体制を構築する。 相談内容によっては, 各部署間でインテーク会議を行い, 適切な支援方法を協議するとともに, 他機関での支援が必要な場合の連絡調整を行う。 <p>ウ 間口の広い, 障害のある方もない方も訪れることができる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> カフェや, 子どもの遊び空間, 市民や当事者の方, その家族などが気軽に会話や相談, 会議ができるスペース, 障害者アートを活用したギャラリー空間など, 障害のある方もない方も, 広く市民が集い, 交流できるスペースを3施設共同の「交流ゾーン」として設置する。 <p>エ 交流ゾーンにおける情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流ゾーンでは, 新施設において実施する施策の内容だけでなく, 障害, 児童に係る様々な情報を発信するスペースを設ける。 情報発信のスペースは, 新施設の情報だけでなく, 障害者や児童の問題に関わる民間事業者, 団体, 市民の皆様などの日ごろの活動についての出張ブースの出展や, 情報の発信を行う。本市と事業者, 団体, 市民の皆さんが共同して, 幅広い情報を発信することで, 「障害者, 児童の情報

の情報の発信拠点」としていく。

- ・また、障害者情報の発信拠点において発信された幅広い情報は、障害福祉コンシェルジュを中心に総合相談窓口で蓄積する。これを3施設をはじめとする関係機関や、関連する民間事業者、団体、市民の皆さんに、「新施設からの便り（仮称）」や個別の周知などを通じてフィードバックすることにより、関係者が広く全体として成長することができる「**障害者、児童の情報の受信拠点**」としていく。

2 その他の市民の利便性の向上のための工夫

利用者の入口や動線にも工夫が必要

（総合ホットラインについては、意見聴取シートNo.1において検討）

- (1) 入口は、利用者にわかりやすいことだけでなく、幅広い年齢層、様々な障害のある方の利用に対応できることが必要
- (2) 利用者が迷いにくく、誘導しやすい動線とすることが必要
- (3) 施設への来所手段についても考慮が必要

○ 考えられる方策

ア エントランスの複数設置

- ・新施設には、利用者が各階へのスムーズな移動が可能となるよう、正面側にエントランスを複数設置する。
- ・エントランスは、幅広い年齢層、様々な障害者の利用に対応し、複数個所を設置して、利用者の特性に応じた使い分けができるようにする。

イ 職員・関係者等専用の入口の設置

- ・新施設には、エントランスとは別に、職員や関係者、一時保護所への動線などを想定した「職員・関係者等専用の入口」を設置する。

- この建物に入っていくところを見られたくないといった方もいる。医療機関でもよくあることであり、配慮がないと利用される方は少し辛い思いをすることもある。可視化しない方がいい場面もあり、そういった点も配慮していただきたい。
→ エントランスの複数設置について、設置場所を正面に限らず柔軟に設置する。児童福祉センターについては、別入口の設置を検討することを追記。

の発信拠点」としていく。

- ・また、障害者情報の発信拠点において発信された幅広い情報は、専門相談案内及び地域連携推進室（仮称）に蓄積する。これを3施設をはじめとする関係機関や、関連する民間事業者、団体、市民の皆さんに、「新施設からの便り（仮称）」や個別の周知などを通じてフィードバックすることにより、関係者が広く全体として成長することができる「**障害者、児童の情報の受信拠点**」としていく。

2 その他の市民の利便性の向上のための工夫

利用者の入口や動線にも工夫が必要

- (1) 入口は、利用者にわかりやすいことだけでなく、幅広い年齢層、様々な障害のある方の利用に対応できることが必要
- (2) 利用者が迷いにくく、誘導しやすい動線とすることが必要
- (3) 施設への来所手段についても考慮が必要

○ 考えられる方策

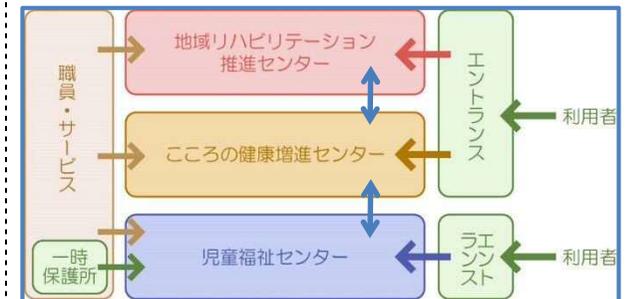
ア エントランスの複数設置

- ・新施設には、利用者が各階へのスムーズな移動が可能となるよう、エントランスを複数設置する。
- ・エントランスは、幅広い年齢層、様々な障害者の利用に対応し、複数個所を設置して、利用者の特性に応じた使い分けができるようにする。
- ・児童福祉センターについては、別エントランスの設置を検討する。

イ 職員・関係者等専用の入口の設置

- ・新施設には、エントランスとは別に、職員や関係者、一時保護所への動線などを想定した「職員・関係者等専用の入口」を設置する。

【アクセスルートのイメージ】



ウ 回遊性の高い建物動線の設定

- ・各階について、例えば「ロ」の字型の廊下の配置など、回遊性の高い動線を設けることで、行き止まりがなく、迷わない、誘導しやすい利用者動線とする。
- ・回遊動線の内側に事務室を設け、利用者エリアに対して壁などがなく開かれた構造とすることで、常に利用者と職員との間で目が届き、相互に尋ねやすく、職員と利用者の距離が近い配置とする。

エ 適切な駐車台数の整備

- ・自家用車等での来所が必要な方のため、施設には適切な駐車台数を確保する。

オ 送迎バス運行の検討

- ・鉄道駅からのアクセスの利便を考慮し、送迎バス運行の検討を行う。

- 回遊性は、あまりフロアが広いと分かりにくくなる部分もある。
→ あえて「回遊性」の確保に手法を限定する必要がないため、回遊性の部分を削除するよう記載を修正

- 分棟化や威圧感のない建物など、建物クオリティーについては精査する必要がある。
→ 建物について、親しみや安心感の持てる建物を整備していくことを追記

ウ 建物動線の工夫

- ・各階については、動線を工夫することにより、行き止まりがなく、迷わない、誘導しやすい利用者動線とする。
- ・各部屋についてはプライバシーを確保しつつ、利用者や職員との間で目が届き、相互に尋ねやすい配置とする。

エ 親しみや安心感の持てる建物の整備

- ・建物整備に当たっては、訪れやすい建物となるよう清潔感があり、明るく、親しみや安心感の持てる建物とする。

オ 適切な駐車台数の整備

- ・自家用車等での来所が必要な方のため、施設には適切な駐車台数を確保する。

カ 送迎バス運行の検討

- ・鉄道駅からのアクセスの利便を考慮し、送迎バス運行の検討を行う。

3 各相談部門における支援情報の共有、児童福祉センター支援部門との密接な連携

当初案	有識者ヒアリングにおける委員の意見	修正案
<p>No.3 各相談部門における支援情報の共有、児童福祉センター支援部門との密接な連携</p> <p>1 各相談部門における支援情報の共有 支援情報の共有による支援の充実、切れ目のない支援を行うためには、各施設において事務を行う職員が情報の共有を行いやすい施設整備と連携体制の構築が必要</p> <p>(1) 連携する各部署の連絡が取りやすい諸室配置、動線の設定が必要 (2) 部署間、職員間の情報共有のための工夫が必要 (3) 各相談部門の支援情報について責任をもって集約する部署が必要</p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>ア 事務室の統合・一体的な利用による3施設の密接な連携 ・各階の利用者動線となる廊下を例えば「ロ」の字型に配置するなど回遊性のあるものとし、職員の事務スペースをその中に、すなわちフロアの中央部に一室で配置することで、互いの顔が見え、声が届く範囲で、個々の相談に丸となって対応できるようにする。 ・連携する部署を、各階において近接して配置する。上下階となるものについても職員専用の内部階段でつなぐことで、階をまたいでも密接な連携が行いやすくなる。</p> <p>イ 部署間、職員間での情報共有が行われやすくなる工夫 ・事務室や廊下等の開放スペース、各階をつなぐスペースなどに、打ち合わせ机やカンファレンス室を分散して配置する。部署を超えて、職員同士が、いつでも気軽に相談し、協議しやすい環境を整える。</p> <p>ウ 総合相談窓口における連携・調整機能の発揮 ・重複障害のある方への支援、障害児施策から障害者施策への切れ目のない支援については、総合相談窓口が連携、調整機能を発揮し、各種サービスにつなげていく。</p>	<p>○ 市民の利便性を掲げられているが、匿名性をどのように守るかということも大事な視点である。相談の中身次第で、情報をつなげる必要があればあるほど各部署間のより慎重な対応が求められる。相談者や市民に対してきっちり守るべき情報について伝えていくことも必要である。</p> <p>→ 各部署における支援情報の共有において、プライバシーに対する配慮を追記</p>	<p>No.3 各相談部門における支援情報の共有、児童福祉センター支援部門との密接な連携</p> <p>1 各相談部門における支援情報の共有 支援情報の共有による支援の充実、切れ目のない支援を行うためには、各施設において事務を行う職員が情報の共有を行いやすい施設整備と連携体制の構築が必要</p> <p>(1) 連携する各部署の連絡が取りやすい諸室配置、動線の設定が必要 (2) 部署間、職員間の情報共有のための工夫が必要 (3) 支援情報について責任をもって集約する部署が必要</p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>ア 事務室の統合・一体的な利用による3施設の密接な連携 ・職員の事務スペースについて、互いの顔が見え、声が届く範囲で、個々の相談に丸となって対応できるようにする。 ・連携する部署を、各階において近接して配置する。上下階となるものについても職員専用の内部階段でつなぐことで、階をまたいでも密接な連携が行いやすくなる。</p> <p>イ 部署間、職員間での情報共有が行われやすくなる工夫 ・事務室や廊下等の開放スペース、各階をつなぐスペースなどに、打ち合わせ机やカンファレンス室を分散して配置する。部署を超えて、職員同士が、いつでも気軽に相談し、協議しやすい環境を整える。</p> <p>ウ 専門相談案内及び地域連携推進室（仮称）における連携・調整機能の発揮 ・重複障害のある方への支援、障害児施策から障害者施策への切れ目のない支援については、専門相談案内及び地域連携推進室（仮称）が連携、調整機能を発揮する。</p> <p>エ プライバシーに対する配慮 ・部署間での情報共有に当たっては、法令に基づき、原則同意を得るなど、プライバシーに対する十分な配慮を行う。</p>

2 児童分野と精神保健福祉分野の密なる連携の構築

○ 考えられる方策

ア 新施設における一体化効果の発揮

- ・ 児童分野と精神保健福祉分野の連携については、総合相談窓口による連携調整機能の活用により、密なる連携の効果を発揮する。

イ 定例の協議の場の設置

- ・ 上記に加え、総合相談窓口と児童分野、精神保健福祉分野の担当職員が直接協議する場を定例的に設置する。

○ 障害の分野でもそうであるし、特に虐待の分野でもあるが、保護者支援を考えたときに保護者の抱える課題は、非常に幅広く、精神保健福祉分野だけではない。よって、連携はどこかの分野に限ったことではない。建物の中に入れるとかではなく、ITも発達し、どこでもつながるので、そういった姿勢をつくっておくことが大事である。

→ 児童分野との連携が求められる機関は精神保健福祉分野に限られないことから、表題を児童分野と関係機関との密なる連携に修正

○ 学齢期への移行における支援を途切れさせないツールの一つとして就学支援シートがここ数年導入されている。具体的なものがあることで、ソフトの連携は速やかになる。大人になってからも使えるファイルとしていくと、切れ目のない支援ができるのではないかと思う。導入には、市からの支援や、かなり現場に人を配置しないと難しい。

→ 関係機関をつなぐ支援ツールの活用、導入の検討を追記

○ 家族に対するソーシャルワークも、この施設ならではの機能になると思われる。単に子どもが抱える問題だけではなく、家族の負担や課題もあれば、家族が抱えている身体的、心理的問題もある。精神疾患や障害のある親を持つ子どもがケアラーとしてどのように生きていけばよいのか悩んでいる例もあり、本人の相談や対応だけでなく、そのような家族からの相談も受けることができるよう位置付けていただきたい。

→ 定例の協議の場の設置において、家族に対するケアを具体例として明記

2 児童分野と関係機関との密接な連携

○ 考えられる方策

ア 新施設における一体化効果の発揮

- ・ 専門相談案内及び地域連携推進室（仮称）による関係機関をつなぐ支援ツールの活用、導入検討や、連携調整機能の活用により、密なる連携の効果を発揮する。

イ 定例の協議の場の設置

- ・ 上記に加え、専門相談案内と地域連携推進室（仮称）による連携調整機能の活用により、3施設及び関係機関の職員が、本人の相談や対応だけでなく、家族に対するソーシャルワークも含め、協議する場を定例的に設置する。

4 3 施設の診療部門の一体的な運営

当初案	有識者ヒアリングにおける委員の意見	修正案
<p>No.4 3 施設の診療部門の一体的な運営</p> <p>3 施設の診療部門の一体的な運営</p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>ア 新施設における一体化効果の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療部門間の連携については、総合相談窓口による連携調整機能の活用により、必要な連携効果を発揮する。 <p>イ 3 施設の診療部門の一体的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療部門を同一フロア又は上下階の内部連携が取りやすい場所に配置する。 ・診察室や各種検査室、カルテ室は、法による規制やプライバシーへの配慮による制約を踏まえたうえで、できる限り共有化する。 ・医師等の待機室は、できる限り集約する。 	<p>○ 児童福祉センター診療所で実施している発達障害診断について、一般の小児科と違い、診断後の治癒がなく、再診患者が多数おられる。つまり新患を診る枠が少ないということになっている。大人になっても、大人の発達障害や障害がある方を診療してくれる精神科の先生が少ないこともあり、キャリーオーバーということで、送り出すところがないことが大きな課題である。</p> <p>○ もっと一般の診療所ということについて、実際、他府県の医師は、午前と午後に通常の診療を行い、昼にボランティアで発達障害を診ているという状況であった。完全に採算は合わない。他府県でお手伝いしたことがあるが、1人1時間の診断で、午前中3人である。そもそも現行保険制度においては、このような疾病を想定されていないものであって、そこを民間の採算ベースでは無理である。現状の保険制度を変えられない中でやるのであれば、行政として補助金を出すなどしていかなければ、病院としてもなかなか手が挙がらない。</p> <p>→ 診療のあり方については、一体化に関わらず検討を進める旨を明記</p>	<p>No.4 3 施設の診療部門の一体的な運営</p> <p>3 施設の診療部門の一体的な運営</p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>ア 新施設における一体化効果の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療部門間の連携については、専門相談案内及び地域連携推進室（仮称）による連携調整機能の活用により、必要な連携効果を発揮する。 <p>イ 3 施設の診療部門の一体的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療部門を同一フロア又は上下階の内部連携が取りやすい場所に配置する。 ・診察室や各種検査室、カルテ室は、法による規制やプライバシーへの配慮による制約を踏まえたうえで、できる限り共有化する。 ・医師等の待機室は、できる限り集約する。 <p>ウ 診療のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害に係る診療のあり方については、患者が必要とする支援策の内容や民間機関の状況等を踏まえ、一体化に関わらず検討を進める。

5 地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の推進

当初案	有識者ヒアリングにおける委員の意見	修正案
<p>No.5 地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の推進</p> <p>地域連携推進室（仮称）の設置</p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>(1) 地域力向上チームの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本構想に記載する研修等に取り組むため、研修ゾーンを配置する。 研修等の実施は、総合相談窓口が、「情報の発信拠点」として、また、「情報の受診拠点」（いずれも意見聴取シートNo.2を参照）として蓄積した情報を積極的に活用する。 事例に即した部署の職員により構成する「地域力向上チーム」が実施に当たる。 	<p>○ 特別支援学校が地域の小中学校をサポートするシステムがある。ここでいう区役所に相当すると思う。困難事例についてサポートチームが派遣されて、地域のサポートチームとともに対応する。当初はたくさんの相談があったが、支援学校の先生がスキルを上げていき、相談が少なくなっていった、そういう構図がある。新しいサポートチームはモデル的な動きを示し、区役所はそれを見て、地域に力をつけていくというシステムになればいいと思う。</p> <p>→ 地域の支援力向上の目的を明記</p> <p>○ 教育委員会関係においては、すぐに対応できるリスト、人材リストを作っておいて、事象に応じて対応できる外部専門家という形でチームを組んで動いていることがある。すべての事例に対応できる人材は中々いないので、それぞれの事象についての専門性を発揮し、迅速に動くということで、そのようなチームづくりを教育委員会では行っていることを参考として述べておく。</p> <p>→ チームリストの作成、外部委員の参画の検討を追い</p> <p>○ 地域の民間事業所へのサポートと区役所サポートというものを、基本的に求められるものは一緒であったりするので、分担よりは機動的な小さなチームがいくつもあり、困難事例で呼ばれたときにすぐに行けるといくことではないかと思う。できるだけチームとしては、3施設一体ということで、職種の違う小さな単位、福祉系、医療系や異なる職種で組んだ小さなグループがいくつかあって、必要に応じて機動的に動けるチームの方があればありがたいかなと思う。また、単にサポートするだけでなく、現場の実態を別の観点から見て、新たなニーズや支援の在り方を考えて、具体化していくことも、当然この中に入るのではないかな。専門的観点からのバックアップ、同行するチームを置くことは良いアイデアと思う。実現に向けて、専門の領域を超えて、話し合っていたらいいと思う。</p> <p>→ チーム構成の考え方及び新たなニーズや支援の在り方を考え具体化していく方策の具体例について追記</p>	<p>No.5 地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の推進</p> <p>地域連携推進室（仮称）の設置</p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>(1) 地域の支援力向上チームの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本構想に記載する研修等に取り組むため、研修ゾーンを配置する。 研修等の実施は、専門相談案内、地域連携推進室（仮称）が、「情報の発信拠点」として、また、「情報の受診拠点」（いずれも意見聴取シートNo.2を参照）として蓄積した情報を積極的に活用する。 事例に即した部署の職員により構成する「地域の支援力向上チーム」が実施に当たる。地域の事業所等が対応を行う際のモデルとなるような取組を行い、地域の事業所の支援力の向上につなげていくようサポートを行う。 <p>・地域の支援力向上チームについては、あらかじめチームリストを作成するとともに、必要に応じて外部専門家の参画を検討する。</p> <p>・チームは、機動性や対応の幅の広がりなどの観点を踏まえ、規模、人数、職種などを検討する。</p> <p>・現在、地域リハビリテーション推進事業として地域の支援力の向上に向けた地域の課題分析を行っていることなどを活かし、サポートのあり方を検討していく。</p>

○ 考えられる方策

(2) 区役所サポートチーム

- ・基本構想に記載するバックアップ、フォローについて、職員研修等に備え、研修ゾーンを配置する。
- ・各種バックアップ、フォローの実施は、総合相談窓口が、「情報の発信拠点」として、また、「情報の受診拠点」として蓄積した情報を積極的に活用する。
- ・事例に即した部署の職員により構成する「区役所サポートチーム」が実施に当たる。

○ 考えられる方策

(2) 区役所サポートチーム

- ・基本構想に記載するバックアップ、フォローについて、職員研修等に備え、研修ゾーンを配置する。
- ・各種バックアップ、フォローの実施は、**専門相談案内、地域連携推進室（仮称）**が、「情報の発信拠点」として、また、「情報の受診拠点」として蓄積した情報を積極的に活用する。
- ・事例に即した部署の職員により構成する「区役所サポートチーム」が実施に当たる。**区役所が対応を行う際のモデルとなるような取組を行い、地域の事業所の支援力の向上につなげていくようサポートを行う。**
- ・区役所サポートチームについては、**あらかじめチームリストを作成するとともに、必要に応じて外部専門家の参画を検討する。**
- ・チームは、**機動性や対応の幅の広がりなどの観点を踏まえ、規模、人数、職種などを検討する。**
- ・現在、**地域リハビリテーション推進事業として地域の支援力の向上に向けた地域の課題分析を行っていることなどを活かし、サポートのあり方を検討していく。**

6 利用者のプライバシーへの配慮, ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計

当初案	有識者ヒアリングにおける委員の意見	修正案
<p>No.6 利用者のプライバシーへの配慮, ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計</p> <p>1 利用者のプライバシーへの配慮 プライバシーに配慮する工夫については, 入口や窓口だけでなく, 個別サービスの提供場所のゾーニング配置に配慮が必要</p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>ア 交流・共用スペースから個別スペースへの段階的な流れの構築 ・建物正面の開かれたエントランスから, 建物の奥へ行くにしたがい, プライバシーやセキュリティが確保された個別のスペースへと, 利用者及び諸室の特性に合わせた段階的なゾーニング配置を行う。</p> <p>イ サービスエントランスにおけるプライバシー配慮 ・「サービスエントランス」については, 周囲からの視線のカットや, 担当部署直通のアクセスルートの確保を行う。</p> <p>ウ 各部署への専用の待合の配置 ・各部署には, 個別の相談窓口を設けるだけでなく, 異なる目的の利用者が交錯しないよう, 必要に応じて, 専用の待合を配置する。</p> <p>エ プライバシーに配慮しつつ, 開かれた施設づくりを行う工夫 ・諸室の用途に合わせて, 廊下との間にブラインド内蔵の間仕切りガラスなどを採用し, 利用していないときの開放性を確保する。これから部屋を利用する方に対して不安や不信感を抱かせないようにする。また, 必要に応じ, 利用状況を外から確認できるようにする。</p> <p>2 ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計 施設整備に当たっては, 平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づく社会的障壁を除去するための合理的配慮並びに京都市みやユニバーサルデザイン推進条例及び同指針(「下記4 参考」を参照)を踏まえたものとする。 (1) 様々な障害, 幅広い年齢層, 障害のある方もない方も利用しやすいことが必要 (2) 障害や年齢により利用方法が異なる設備については, 利用の選択ができることが必要</p>	<p>○ 施設の設計の理念と関わらせて, ユニバーサルデザインや障害者に対する合理的配慮は当然だと思うが, そこにははまらない部分の深い部分での人権というところがあると思う。相談者として登場してくることも考えておくべきであると思う。</p> <p>→ 右記載ウ及びエ等の工夫により, 個別の相談において, プライバシーを確保しなければならない案件にも対応してまいりたいと考えている。</p> <p>○ 障害の種別, 特性, 色々ある中で, 共用という考え方が難しい。状況によっては交流もあると思うが, 子どもと大人, 特に, 児童相談所の子どものことでは, 完全に交わるところがない方がいいのではないかと思っている。</p> <p>→ 児童部門の施設区域の区分について明記</p>	<p>No.6 利用者のプライバシーへの配慮, ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計</p> <p>理念: 利用者が, 「生活」の一部として利用する場所として, 快適で心安らぐものとするを理念に設計を行う。</p> <p>1 利用者のプライバシーへの配慮 プライバシーに配慮する工夫については, 入口や窓口だけでなく, 個別サービスの提供場所のゾーニング配置に配慮が必要</p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>ア 交流・共用スペースから個別スペースへの段階的な流れの構築 ・建物正面の開かれたエントランスから, 建物の奥へ行くにしたがい, プライバシーやセキュリティが確保された個別のスペースへと, 利用者及び諸室の特性に合わせた段階的なゾーニング配置を行う。</p> <p>イ サービスエントランスにおけるプライバシー配慮 ・「サービスエントランス」については, 周囲からの視線のカットや, 担当部署直通のアクセスルートの確保を行う。</p> <p>ウ 各部署への専用の待合の配置 ・各部署には, 個別の相談窓口を設けるだけでなく, 異なる目的の利用者が交錯しないよう, 必要に応じて, 専用の待合を配置する。</p> <p>エ プライバシーに配慮しつつ, 開かれた施設づくりを行う工夫 ・諸室の用途に合わせて, 廊下との間にブラインド内蔵の間仕切りガラスなどを採用し, 利用していないときの開放性を確保する。これから部屋を利用する方に対して不安や不信感を抱かせないようにする。また, 必要に応じ, 利用状況を外から確認できるようにする。</p> <p>オ 児童部門の施設区域の確実な区分 児童部門について, 必要な場合に, 他の区域と区別された環境で児童処遇を行える専用区域を設ける。</p> <p>2 ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計 施設整備に当たっては, 平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づく社会的障壁を除去するための合理的配慮並びに京都市みやユニバーサルデザイン推進条例及び同指針(「下記4 参考」を参照)を踏まえたものとする。 (1) 様々な障害, 幅広い年齢層, 障害のある方もない方も利用しやすいことが必要 (2) 障害や年齢により利用方法が異なる設備については, 利用の選択ができることが必要</p>

- (3) 利用者の心に寄り添うやさしい空間づくりが必要
 (4) 災害時への備えなど、利用者が安心できる安全対策が必要

○ 考えられる方策

ア 廊下、諸室、建具等における必要な幅の確保

- ・様々な障害に関わらず、廊下、諸室等を誰もが利用できるよう、施設、設備には必要な幅を設ける。
- ・通常の車椅子だけでなく、大型の電動車椅子等もスムーズに利用できるようにする。
- ・エントランスには、どの方向からも乗車、下車が可能な幅を有した屋根付きの車寄せを設置し、雨の日でも濡れることなく、施設へ入ることができるようにする。

イ 多様な施設内表示など

- ・施設内の表示（サイン）は、絵や色（カラーユニバーサルデザイン）、形を工夫した視覚的にわかりやすい表示とする。
- ・点字表記や多国籍表示を併記する。
- ・エントランス部や階段の端部、部門間の境界など、特に注意喚起が必要な部分には、視覚障害のある方に注意を促すセンサー式チャイムや音声案内を設置する。
- ・障害福祉コンシェルジュには手話通訳ができる者を配置する。また、要約筆記が適切に受けられる体制を確保する。

ウ 手すりの設置や段差の解消、滑りにくい床、引き戸などの設置

- ・様々な障害のある方、幅広い年齢層の方が安全で、利用しやすい施設とするよう、階段やエレベーター、床、扉などに手すりや鏡の設置、滑りにくい材質の採用、使いやすい扉等を採用する。

エ 選択性のある施設づくり

- ・すべての利用者に対応することが難しい設備等については、選択性のある施設づくりを行う。
- ・例えば、障害や年齢により利用方法が異なるトイレなどは、様々なバリエーションを複数、まとめて配置し、個人の特性に合わせて選択ができるようにする。
- ・手洗い、カウンターなどは、高さ、奥行き異なる複数のタイプを設置し、利用者の特性に合わせて合わせることができるようにする。

オ 利用者が使用する諸室の工夫

- ・利用者諸室は、事務室と直結した迅速な対応が可能な部屋と、廊下を挟んだ外側（窓側）に明るく落ち着いた部屋を配

- 障害のある子どもたちに対しては、視覚支援をしっかりとし、文字が読めなくても、行動ができるということを配慮してほしい。また、子どもたちが大きくなり、自身で看板を読んだ時に自己覚知のきっかけともなるが、まだ準備ができていない時に障害者支援センターと書いてあると、そこで疑問に感じてしまうこともあると思う。文字の厳選や動線の確認、十分慎重に。色など視覚的な支援が重要であることを認識すべきである。

→ 視覚支援の対象者として子どもたちを例示に明記。また、表記内容について専門家の意見を取り入れるなど十分な検討を行うことを追記

- 計画が進んだ段階では、文字であったり、フロアごとに床の素材と色を変える、ドアの色を変える、色彩を建物の中に取り入れる、認識性が高いもので構成する、さわって感じられるようなものを使うなど、複合的に考える必要がある。

→ 施設内表示の考え方に、御意見の内容を反映

- 電話やファックス、メールなど、相談者の状況に応じた多岐にわたる相談方法のアクセシビリティについても取り上げてほしいと思う。

→ 多様なアクセシビリティの確保を追記

- (3) 利用者の心に寄り添うやさしい空間づくりが必要
 (4) 災害時への備えなど、利用者が安心できる安全対策が必要

○ 考えられる方策

ア 廊下、諸室、建具等における必要な幅の確保

- ・様々な障害に関わらず、廊下、諸室等を誰もが利用できるよう、施設、設備には必要な幅を設ける。
- ・通常の車椅子だけでなく、大型の電動車椅子等もスムーズに利用できるようにする。
- ・エントランスには、どの方向からも乗車、下車が可能な幅を有した屋根付きの車寄せを設置し、雨の日でも濡れることなく、施設へ入ることができるようにする。

イ 多様な施設内表示、アクセシビリティの確保

- ・障害のある子どもたちをはじめとする視覚支援を必要とする方のため、各フロアごとの色や建具の色、施設内の表示（サイン）は、絵や色（カラーユニバーサルデザイン）、形を工夫した視覚的にわかりやすい表示とする。また、表記の内容については、専門家の意見を取り入れるなど、十分に検討を行う。
- ・建材等については、色だけでなく、認識性の高い素材を使用する。
- ・点字表記や多国籍表示を併記する。
- ・エントランス部や階段の端部、部門間の境界など、特に注意喚起が必要な部分には、視覚障害のある方に注意を促すセンサー式チャイムや音声案内を設置する。
- ・障害福祉コンシェルジュには手話通訳ができる者を配置する。また、要約筆記が適切に受けられる体制を確保する。

- ・利用者の状況に応じた電話、ファックス、メール等の様々なアクセシビリティを確保する。

ウ 手すりの設置や段差の解消、滑りにくい床、引き戸などの設置

- ・様々な障害のある方、幅広い年齢層の方が安全で、利用しやすい施設とするよう、階段やエレベーター、床、扉などに手すりや鏡の設置、滑りにくい材質の採用、使いやすい扉等を採用する。

エ 選択性のある施設づくり

- ・すべての利用者に対応することが難しい設備等については、選択性のある施設づくりを行う。
- ・例えば、障害や年齢により利用方法が異なるトイレなどは、様々なバリエーションを複数、まとめて配置し、個人の特性に合わせて選択ができるようにする。
- ・手洗い、カウンターなどは、高さ、奥行き異なる複数のタイプを設置し、利用者の特性に合わせて合わせることができるようにする。

オ 利用者が使用する諸室の工夫

- ・利用者諸室は、事務室と直結した迅速な対応が可能な部屋や、明るく落ち着いた部屋を配置する。

置する。

- ・緊急対応や安全確保のため2方向の出入口を設けた部屋や、重複障害の方の対応のため様々な部署の職員が同時に利用者に接する部屋など、様々な利用者の特性に応じて柔軟に対応できる部屋を設ける。

カ 利用者の心に寄り添うやさしい空間

- ・壁面アートやカラフルな色彩・かたち・音など、利用者の五感をやさしく刺激する工夫を行う。
- ・おむつ交換室、授乳室は、保護者だけでなく、目が離せない同伴者の兄弟などが一緒に利用することも想定し、適切な広さを確保する。また、ベビーチェア等の必要な設備を設置する。

キ 災害時の対応を備え、安心して利用できる施設

- ・災害時には、警報などの音声による伝達だけでなく、回転灯や電子表示による聴覚障害者への伝達など、障害特性に合わせた災害発生情報の伝達手法を採用する。
- ・災害時に自力非難が困難な利用者もおられるため、火災を食い止め、消防隊の到着まで待機することができる笹塚区画や、屋上を利用した一時退避スペースなどを設け、災害時にすべての利用者が安全に非難できるようにする。
- ・施設には、開かれたエントランス、サービスエントランスなど複数の入口、動線を設定し、分散した避難ができるようにする。

○ 現在の一時保護施設は、プライベートもガードも必要な建物ではあるが、管理はしやすいと思うが、とても考えられていないと思った。保育園にしても高齢者施設にしても、自然が感じられるような配慮がされている。ここも優しい建物にしていかないといけない。

○ 我が子の発達の課題を十分に受け止めきれていない不安を抱える保護者の方々が、この施設に連れていきたいと思えるような動線、微妙な部分ではあるが、それを大事にしてほしい。不安な親の視点、療育を受ける子どもたちの視点、成長途中の学齢期の子どもたちも集まるということで、現場の意見を十分に汲んで設計してほしい。最近、大きな病院の上にも自然が溢れているところ、こんな街中にと思ふようなところに木々があったり、素材そのものが木のぬくもりのある建屋になっていたり、様々な工夫を凝らしている。児童相談所の職員と十分討議をして、子ども、不安な保護者の目線に立って検討していただきたいと思った。

○ 他県であるが、保育園や幼稚園などの施設に行くが、民間の園は、この子たちの生活場所なんだなあと感じるが、公立園は、例外はあるが、なんだか温かみに欠けるような感じがあり、建物に対する働く人の愛着はどうかかなと少し感じたりする。

→ 上記3意見について、利用者の心に寄り添う空間づくりの方策に御意見の内容を追記

○ 通常であれば各区役所や地域の中で防災の仕組みがあると思うが、この施設が様々な形で災害にあった時、災害の拠点として被災者に対して、どういった支援を行っていくのかということも当然想定しておくことも施設の在り方として必要であると思う。

→ 御意見の内容を検討していく旨を追記

- ・緊急対応や安全確保のため2方向の出入口を設けた部屋や、重複障害の方の対応のため様々な部署の職員が同時に利用者に接する部屋など、様々な利用者の特性に応じて柔軟に対応できる部屋を設ける。

カ 利用者の心に寄り添うやさしい空間

- ・壁面アートやカラフルな色彩・かたち・音など、利用者の五感をやさしく刺激する工夫を行う。
- ・おむつ交換室、授乳室は、保護者だけでなく、目が離せない同伴者の兄弟などが一緒に利用することも想定し、適切な広さを確保する。また、ベビーチェア等の必要な設備を設置する。

・建物においては、自然が感じられるような配慮を行う等、利用者がぬくもりを感じ、心やすらぐような工夫を行う。

キ 災害時の対応を備え、安心して利用できる施設

- ・災害時には、警報などの音声による伝達だけでなく、回転灯や電子表示による聴覚障害者への伝達など、障害特性に合わせた災害発生情報の伝達手法を採用する。
- ・災害時に自力非難が困難な利用者もおられるため、火災を食い止め、消防隊の到着まで待機することができる笹塚区画や、屋上を利用した一時退避スペースなどを設け、災害時にすべての利用者が安全に非難できるようにする。
- ・施設には、開かれたエントランス、サービスエントランスなど複数の入口、動線を設定し、分散した避難ができるようにする。

・施設が災害時に果たすべき災害拠点としての役割については、本市全体における災害拠点のあり方、考え方の中で検討する。

